

## 第7回 住宅・土地・環境 WG 議事概要

日 時：平成17年2月1日(火)11:00～12:00  
会 場：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

出席者：黒川主査、矢崎委員、長瀬企画官他  
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 由田廃棄物対策課課長  
森谷産業廃棄物課課長

議 題：(環境省ヒアリング)

1. 「全国規模の規制改革・民間開放要望」に寄せられた、「z1300004 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理」について
2. 同「z1300033 事業系一般廃棄物(木くず)の処理方法」について
3. 同「z1300009 廃棄物処理施設に係る許可の取消要件の見直し」及び同様の要望である「z1300023 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」許可取消規定の見直し」、「z1300032 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」欠格要件該当の場合の許可取消に関する見直し」で要望されております欠格要件の見直し要望について

### 議事概要

【「z1300004 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理」について】

黒川主査) 全国からいただいた規制改革の要望から、一つ目は、「災害廃棄物の迅速かつ適正な処理」ということで、愛知県からでている要望です。

災害をどれくらいの規模のものとして定義するかは難しいですが、緊急を要して処理しないといけない状態になっている時に、通常の要件どおりやっていると本来の災害対応が上手くいかなくなるので、国庫補助を受けた一般廃棄物処理施設で産業廃棄物を処理する場合、環境大臣の承認を取るといったことを無しにしていただけでないか。あるいは、県知事の判断とか都道府県レベルでの判断でできるような方法はないだろうかというのが、最初の質問です。

尚、今日の議論については、議事概要を公開するということになっておりますので宜しくお願いいたします。

環境省由田廃棄物対策課長) 廃棄物の処理施設につきましては国庫補助事業でやっております、この国庫補助事業の在り方につきましては三位一体の改革でもいろいろと議論されておりました、現在の形になっております。

いわゆる補助と致しましては、もともと市町村からの要望で、一般廃棄物処理をするということを前提に補助しているということがございまして、そこで産業廃棄物を処理するということが良いのかどうか、補助金の問題として、産業廃棄物を処理することになっていないところで補助してよいのかという問題が提起されたということです。

長くそのような立場はとれないとのことでしたが、廃棄物の問題、これは処理責任の問題で、廃棄物処理は責任が大変重いという分野でないと、廃棄物がもともと不要物ということで、処理費用を安く上げようというインセンティブが働くということから、誰かにきちんと責任を負っていただかないといけないという法体系になっております。

市町村で一般廃棄物処理を担うとなっているものを、産業廃棄物でどうなのかというときに、産業廃棄物も排出事業者の責任等々の廃棄物処理法の改正をかつて平成9年、12年、結構大きな改正をしてきてございます。その後も、廃棄物処理法の改正をずっとやって来ておりまして、昨年も、一昨年も改正させてきておりますが、排出者責任の中で全てできておれば公的な関与は必要ないのですが、なかなか急迫する、特に最終処分等の現場を中心になかなか行き詰まっているということで公的な関与の仕組みを産業廃棄物には設けてきております。というところで、モデル補助として産業廃棄物処理施設についても補助してきているというのが、近々の状況でございます。

このような状況を踏まえて、一般廃棄物の処理施設に、その地域で本当に困っている状態の産業廃棄物を処理することができないのだろうか。結果として、一般廃棄物等の排出抑制なりリサイクルが進んで行くような処理施設だった場合に、一方で、産業廃棄物が行き詰っていると、そういう地域が重なった場合に地域の資源として折角造られた、国庫補助を入れているとしても、そういうふうなものに産業廃棄物を処理することができないのだろうかというようなことを考えまして、今年度から、新たに環境大臣の承認を得れば、もともと補助金適正化法の方に、主務大臣が承認すれば良いという財産の処分の制限の規定がございまして、当然政府として財政当局との調整をした上で進めていくわけですが、従来、産業廃棄物の処理に関しては一般廃棄物の補助であるから目的外使用に当たり駄目だとなっていたものを、ここは環境大臣の承認があればできるという制度にさせていただいたところであります。

今回のご要請は、これに対して災害時に、環境大臣の承認というものをもう少し手続きを簡素にしてもらえないかということでございまして、これに関しましては私も、できるだけ実務としてそのような努力をしようということで、さまざまな部分で災害時の支援制度に関して運用の弾力化を図って来ております。そういうことも加味しまして、できる限りの支援、これは規制緩和というよりはむしろ災害時における緊急的な対応ということでありまして、たしかに廃棄物のきちんとした処理とか、補助金を厳格に管理しなければいけないとかということが一方には存在しておりますが、それと比べて災害時により適切な処置を取って行くということは、確かに理のあるところではなかろうかと思っております。法律上の問題、制度上、補助金適正化法、どのような形でもって許されるかという具体的な検討は要するものの、これについては、何らかの形のご要望に答えるような措置を講じて参りたいと、このように思います。

黒川主査) とても前向きでありがたいお答えです。多分当該の要望については100%のお答えになっていると思うのですが、いくつか質問しても宜しいですか。

今、補助金から交付金という流れになってきていて、個別の補助金に関する評価の話というよりは、交付金のように丸ごと、つまり自治体が一括で使われる、今回の場合ですと、産廃とか一廃とかの処理施設を含めた環境行政丸ごとに交付金がでることが今後考えられますよね。そういうふうになった時にどれがどの部分なのか分からないというケースも考えられますし、それからもう一つは、民間で、あるいは都道府県が自前で施設を造って、というケースについても、産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理するということができないのですか。一般廃棄物処理施設というのは必ず国の補助でできているのですか。

由田課長) 違います。今のお話で、後段の部分の民間の処理施設その他のものとしては、現在、補助が入っていませんから、今回の話とは関係のない話になります。

黒川主査) 私はまちづくり交付金の評価委員会の委員長もやっていて、交付金の意味とか評価の仕方については了解しているつもりなのですが、段々と自治体側が判断するというようになってきますね、それが全体としてきちんとした判断をする体制を持って

いたかどうかで判断しようかと、まちづくり交付金の話ですとそういう考えかにしようという流れになっているのですが、この場合新たに対応しようとすると今のところどこまで行っても環境大臣迄いかなければいけない、とりあえず環境大臣が良いと言えば何とかなったりする、それがもっと都道府県、あるいは補助金を受けるところ、市町村までいくと思うのですが、市町村のレベルで判断できるようになっていくようにするにはどう考えていけば良いのか。

由田課長) 交付金の世界も補助金適正化法が適用されるということになるということですから、論理的には先生がおっしゃることがありうる話であります、まだ交付金そのものが実行されていない段階で言及するのはいささか、実体がでてきまして、それを踏まえて適切に対応するということが一番良いのではと。

黒川主査) 現行法の話よりは、立法の話になっていて、今の環境行政全体が毎年のように制度が変わっていて法律改正がされているようになっていっているので、ここのところというのは、思い切って地方分権の制度にあった形で、東京みたいなところであれば、都市圏で一気に考えることができたり、そうでないところは市町村別に細かく議論をしたりと、判断できる範囲と適格要件のようなことをきちんと考えておけばいいのではないかという気が段々としてきているのですが。

由田課長) 私ども交付金にするという政策転換を図っているのです。そういう意味では、今回どのようにお考えになっているか分かりませんが、三位一体の改革の中で、いわゆる補助金改革ということで交付金化するということは他にもたくさん例がみられるものであります、その中で政策転換を図ったというのはおそらく、非常に大きな政策転換を、廃棄物は図らせていただいたつもりであります。いわゆる国と地方との役割、役回りの考え方もそうですし、国として、わが環境省といたしましても脱温暖化社会の実現、それから循環型社会の実現を国家政策として標榜していくということも既に総理の方も今年の4月にイニシアチブを東京で開催するということを宣言して、いわゆる国家の舵取りをしていこうとしている。そういった流れに合わせて舵取りを行ってきたと思っております。そういった流れの中で交付金というのができて、ご指摘のように交付金という制度に関してはまちづくり交付金が昨年できましたから一年早くできて運用されています、充分そのあたりをどのように動くかということ横で見据えさせていただきながら、私どもも災害の時にどう対応するのかということが一つございます。

それからもうひとつ、産業廃棄物と一般廃棄物の問題を責任論として、これが全く違うものですから、いわゆる市町村の責任というふうを立ててしまいますとこれは本当に、そこに住んでいる事業者も住民も出てくる廃棄物を基本的に市町村が最後まで責任を負っていくと、こういうふうに昔の貝塚のころから始まっている流れにあると。産業廃棄物のように出した人がとにかく責任を持っていく、これがまったく違うある種のルールができております。

いずれにしても責任が双方ともに重いというのが特徴で、ちょっと間違えると不法投棄などのことで他の地域などに迷惑をかけてしまうということを抱えた状況であり、この在り方を巡ってもいろいろな観点があるところです。

そういうところ踏まえて交付金に関しては、実際に動きはじめて今のようなご提案があるとしたら、その段階で適切に現場を踏まえて対応していくというのが基本ではないかと思っております。

矢崎委員) 災害といった場合の範囲は非常に広いと思うのですが、災害廃棄物の災害といった場合はどのくらいの範囲を想定しているのですか。

由田課長) 一般的な激震災害ですとか災害救助法が適用されるべきケースというのが多いのですが、それ以外にもこれは災害だということで、自治体が独自に判断をされた場

合に私どもが支援していくということは当然でございます。これは、台風の何号というものが来れば、これは全部今までも支援をしてきておりますし、そこに対してこれまでの長い歴史の中で疑義が生じたことはありません。

矢崎委員) 自治体が災害と認識して。

由田課長) 普通はそうですね。自治体もこれに関しては、とんでもないものをこれは災害だということはないと思います。今年度から産業廃棄物に関しては、先程非常に前向きなお答えと言っていたのですが、従来、一般廃棄物だけの話だったのですが、今年、特に三条市なんかで集中豪雨がありまして、工場の繊維がぷかぷか浮いて使い物にならなくなりましてそういうものが普通のゴミと渾然一体となつてでてきたことが今年たくさんありまして、こういう産業廃棄物も渾然一体となつてでてきたものに対しては支援の対象にするということをやっておりますので、かなり弾力的な幅をとっております。従つて今日のお話もその一連の流れとして災害の時にはやはり法律の枠のぎりぎりまで、許される限り運用は弾力的にやっていくのが基本ではないかと思っております。

黒川主査) 災害救助法に指定されるかどうかというようなことは時間がかかるものであるし、三条市や新潟の場合でもそうですが、災害時には水が引いてしまえば、ゴミは直ぐ出てくるものですから、即処理ができる、ある程度までやっても良いという事が前もって判断できると自治体が思っていると直ぐに動き始められるそうですけれど。

由田課長) 今年からできている制度でありまして、恐らく、私も全国の自治体の方々に説明をしておりまして、都道府県を通じて説明をする場合もあれば、全市長村を対象に何回かに分けて集めて、今もまさに説明会をやっている最中ではありますが、直接説明をしております。私自身が1時間半くらいしゃべり倒しています。それで相当徹底しているはずでございます。従つて自治体の災害の時には後で私どもに相談してもらつたら良いということで、実際の作業は先にやっております。

#### 【「z1300033 事業系一般廃棄物(木くず)の処理方法」について】

黒川主査) わかりました。この件につきましては手際よく対応していただきましてどうもありがとうございました。次の件は事業系一般廃棄物、木くずの処理ということで、これはソニーとかオリックスといったリース会社のようなところの事務所系の廃棄物で、机等の木製品を木くずとして処理する場合ということですが、問題は、どちらかという一般廃棄物の処理の方法に関しては今までの方針を変えることはできませんというようにお答えが返ってきているのですが、これについて論点というか、どこが論点になるのかということをお教えいただきたいのですが。

由田課長) 答えの方から言いまして、この問題はこれまでも俎上にあがっております。ある電機メーカーの方からですが、これを何とかしてもらえないかという話がでて、それは本当に絶対にそういうことなのだろうかと業界全体にお聞きすると必ずしもそうではないと。逆だと言つてらっしゃる方もあつて。それでどうなのかと。現行制度がこうなつていて、こっちに行くとあっちだと、あっちに行くと今度は逆だということが起りますことから。それで、本当のところはどうなのかということを調整してお話をして終わっておりますのが昨年の状態でございます。また、電機業界の方々だけではないと思いますが、主としてそちらからのご要請があつたと。それで聞いてみますと、電機業界のどのくらいの方々からの要望かと思ひましたら、ほんの一部だと、大勢はそういうことになっていないと。それでは今何らかの扱いを検討することは適切ではないと思っております。

答えからいいますとそういう状況でございます。

実はこれは実態のだけれどどのように言っているかという説明でありまして、実は事業系の一般廃棄物というのは、一般廃棄物でありますから、究極的には市町村が管理し最終的な責任を負うという体系になっておりまして、これはこれで最後の問題というのは市町村が重い責任を持っておりまして、例えばこんなことが例としてございます。昨年全国に通知を出して周知を図ったのですが、実は一般廃棄物、これは市町村が出す焼却灰のようなものが中心なのですが、福井県の敦賀というところにある業者に市町村が委託して持っていったところ、そこで問題がおけると。市町村は委託したのだからもう知らない、委託費も払ったという状態になっていたのですが、ところがその責任はやはり究極の責任は市町村側にあるのであって、その問題になっている敦賀市にしてみると、住民が騒いでいる、実は首都圏、近畿圏のどこかの市町村からでた廃棄物なわけですね、これから黒い水がでたりとかして住民が騒いでいる。で、環境問題として大問題だと。

ではこれをだれがやるのかというと、やはり元の市町村であることがはっきりしています。産業廃棄物の場合はここがつかつて一旦処理業者に渡ると処理業者の責任になるような制度になっておったので、改正いたしまして、今は究極の責任が排出事業者にかかるようになっております。

一般廃棄物の場合にはそもそも責任が究極、市町村にあります。という大変重い責任が市町村にかかっております。というなかで、パレットに関しまして市町村の管理の中でやっていく、当然そうなりますと市町村の焼却施設とか処分場がありますれば、例え電機メーカーのものであっても、中小業者もいらっしやいますけれども、こういうようなものを含めてパレットも市町村の方で最終的に処理をしてくれるというところが相当数あるはずでございます。現行制度がそうなっていますから。只、市町村によってはこれを直接自分のところで直営でやるというやり方、それから市町村が直接雇ってやる必要は無いので民間業者に委託してやるというやり方、それからもう市町村の管理の中で民間に任せて一般廃棄物処理業の世界でやってしまうやり方、いずれにしましても市町村が責任を負う、とこうなります。

こういう中でやっておりますとメーカーの方は、一般廃棄物、特に典型的な産業廃棄物でない限り市町村で処理をしてもらおうということの方がより地域の中の処理として効率的だろうと。こういうふうに実体論としてなっているのが多々あるのであろうと。

そういう中で、中にはいやそうではないのだということもあるにはあるのかなという気がしております、そのようなご意見がでているのだと、こういうことだと思えます。

それで、これを仮に一部の方々のご意見を借りるということになりまして、施設の方は逆に産業廃棄物と併せてどうしても処理したいのだということになった場合に、それを認めているのかといいますと、施設の場合には乗り入れ制度ができていますからこれは非常に簡単にいけると。それで、ご自身のところの市町村で処理が困難ということであれば、他の自治体と自治体間でお話をしまえばこれは終わりになる、自治体の方で困難であればたぶん他の自治体に移動することを拒否するわけではないので本当に困っていれば、そこで話をすればやっていけるということで、市町村が基本的にベースになりながら動いていく分野になります。特に自治体が責任を持っている以上、市町村の判断でやっていくのが基本になりますので、我々も一般廃棄物の分野に関しましては、いろいろな関係の直営の方で雇ってやるか、民間委託、若干最近直営よりは民間委託の方が少しずつ増えてきてはおりますけれども、許可の制度、あるいは直接処理をするということをするにせよ、これは当該市町村のご判断というのが一番大事だろうと思っております。

本当に責任関係というものが破綻しているという実体にあるのであれば、根本的な責任論として議論をする必要があると思っております、この問題に関してはそこまで至っ

ていないというふうに思っておりますし、一廃、産廃区分の問題に関して全体としてはそのように思っておりますし、パレットに関しては個別問題としてこれを産廃側に移行するとかいう事に関してどうも機が熟していない。

それから、ある業者は、自分は産廃にして扱うのだというのとですね、俺は一廃として扱いたいのだという自由を認めるといことになりまして、非常にこの廃棄物という分野はもともと一廃、産廃を問わず大変な不法投棄問題、つまり放っておくと、いい加減に捨てた方が得というものが廃棄物という、そもそもそういうものを廃棄物と言う傾向をもっていますから、ぞんざいに扱われるという傾向を持っていますから、処理責任というものがどこにあるのかということの明確さだけは保っておかないと、これがおそらく廃棄物の世界の究極のコントロールしていく、国民の負託に答えていくもっとも原点がこの責任をはっきりさせることだと理解しております。

黒川(主査) ここの議論というのは、例えばソニーからでてきているのは、事業系、すなわち事務所系の一般廃棄物だけれども産業廃棄物の処理施設で処理してもらうということは、より厳しい条件のところまで処理してもらって、通常のテーブルとか椅子とかオフィス系のものなので、何も迷惑をかけることが無いわけだし、つまり処理の判断として、何かいい加減に処理されることになっているわけではないので、どちらかというと、中小で大量に出るような、日常的に大量にでるようなものではなくて、全国の地域に事務所を持っているオリックスのような会社、これは会社にオフィスの家具を提供しているものでそれがもう使えなくなって戻ってきた、どこかに大規模な倉庫があるわけではなくて、全国に展開していて各地域では小さい規模で、全部では大きいけれど一つ一つに分散している。こうした各地域で一個二個の机を処理するときにより厳しい条件で余裕のある産業廃棄物の処理の仕方をしようとする時にそれができなくて、今まで通りのルールにしなければいけないのはなぜなのですか。という質問ですよね。つまり、今の自治体が責任を取らなければいけないのは良く分かりましたし、そのシステムはとても大事な根幹だと、私も思いますけれども、現行の制度だとその事業の性質が何かということで、右か左か分けられてしまうことになっているけれどもそれは実質的には、もっと本質的な意味のところまで議論して、しかもより重い責任を感じながら議論をしているのにそれでも駄目になってしまうのは理屈に合わないのではないかという問いかけではないかと。

由田(課長) 今のお話で一点、産業廃棄物は責任が重くて一般廃棄物は責任が軽いというのはおかしい話で、一般廃棄物は大変重い責任が市町村にかかっております。これは、私は産業廃棄物よりも重いと思っております。といいますのは、産業廃棄物は排出事業者の責任なのですが、その究極のところでは現在の現行法は確かに排出事業者の究極の責任が戻るというふうに平成12年の改正でそのようにさせていただいたのですが、そうはと言ってもやはり適正な値段で払わなかった場合とかそういった条件が付いています。排出事業者の責任に条件がついています。一般廃棄物は究極ですから無条件です。市町村の責任です。ですから責任の重さから言うと、産業廃棄物と一般廃棄物のどちらが重いかというと、一概に産業廃棄物の方が重いというのは危険があると思います。これが一点。

黒川(主査) それは一般的にわかっていて、でも、それは法律解釈上で、一般論で考えると、目の前にこれは机であって、重いかどうか危険かどうかわかっているわけですよね。それを、あなたわからないでしょう、何するかわからないでしょうという議論で、それは行政側が管理する時の議論。目の前にある机はただの机で、どこでも普通に作られている机で、それが完全にわかっていて、商品の時にまる適マークでも作っておいてもらえれば、これについては廃棄物の処理として、中に危険なものが混ざっているかどうかは何も問題ないケースとか、あるいはもっとこのリース会社で言えば、そ

ういうものは一切使わない本当に木質系のきちんとしたものにすることができたら、処理の仕方としてより安全な所というかよりリサイクルに回る所に持っていかれるけれど、今のままではただの廃棄されるのか、本当に質がどうなのかという次の事業者としての判断とかもありますよね。

由田課長) すいません、少々拡大しておりますので、今議論しておりますのは、いわゆる処理責任の議論でしたので今のお話を申し上げたに過ぎません。では、市町村の手でリサイクルをしていくのかあるいは事業者の手でリサイクルしていくのかということは別のまた議論かと。いずれにしましても、これを産業廃棄物にする方が良いのかということは何度かやりとりしています。少なくとも私どもが検討しようとしたのかと。この話を。その時に、全体でどうなのかと。

黒川主査) もう一つ、良い機会だからついでに僕らが判断をする時のために伺っておきたいと思うのですが、確かに産業廃棄物は大量にでる。日常的に大量に廃棄物がでるところもあるかもしれない。でも、日本は80数%がサービス系の産業になっていてそのサービス系産業のところにリサイクルでゼロエミッションにしようとする環境行政が進んできて考えるようになってきていますよね。そのプロセスで例えば事務所系からでてくるような普通のゴミというものは家庭から出る一般廃棄物とほとんど変わらないから、なんらかの形の事務所系の一般廃棄物にしましょうという感覚はあるかもしれないけれど、一つの会社で全国展開をしている、ここでいうソニーさんやオリックスさんみたいに大規模な事業者さんが何らかの形で処理をしようと思うケースと個別にほとんど家庭と変わらない僕の所のような事務所から紙が出たり机を処分したりするというのも同じように処理しなければいけない。どちらも事務所系の廃棄物ですよ。その時にというか、全国一律に判断できる大きな会社のようなところが事務所系、それから私たちのような小さい事務所ですと、一般廃棄物で事務所系ですとか、家庭からでるものですと、その判断ということ、これは一人一人の個人がこのゴミという素材は何なのかという素材の判断ができるようなことになっていけば深刻な問題にならない。どっちで処理をしようが最終的な判断で危険なことはなくなるわけですよ。

ここで議論しているのは多分そのところであって、明らかに何の問題も無くて目の前で起っていることで、処理の仕方というか、わかっているものの時にもいっぱい引っかかっているじゃないですか。何回も何回も登場するのですよね。そのところを何らかの形で区別していかないと、でも間違えますよとずっと言い続けているのは難しいのではないかと。そこを工夫できないものかと。

由田課長) まず中小からでてくるパレットと大企業からでてくるパレットどこが違うのかという概念整理は、特に規制緩和の場合、中小は置いて大企業だけ規制緩和することができるのかということが果たしてできるのかと。そういうことが可能かどうかは分かっていない。それからもう一つ、今のシステムだから問題になっていないのですが、かといってずっと問題にならないかということとそうとも言えないかも知れないのですが、変えた後の現実を見るしかないわけですが、問題になっている大半というのは有害物質が含んでいるというようなものは大変少ない。コンクリートの瓦礫とかいわゆる建設廃材が一番大量に不法投棄がされていますから、パレットだからといって問題が無いというふうに言い切るのはちょっと問題があるかと思えます。それで、この話に関しましては、正直言いまして、今申し上げている責任論が重いということ、きちっとした処理体系を作っていかなければいけないし、それとはまた別にいろいろとさまざまな措置をとってきております。これはまあ、規制緩和委員会の頃からのご提案を踏まえてそれなりに規制緩和の措置も取ってきておりますし、規制強化すべきところもありますし、やってきましたし。ですから、この問題に関して、おそら

く、ソニーと書いてございますが、全工業会の中でどうなのだろうかと。逆にどうしようかと我々も検討に至るときにはそれなりにその全体が、例えば10人居ましてこうやったらどうだと言って残りの9人の人がなんてことをやってくれるのだということになるとひっくり返ってしまいますから。それで、そのような時は必ずご意見を伺ったりするのですが、どうもこの話は、パレットに関しては1年半ほど前にもこのところを検討していこうかということでお話を聞かせていただいた結果、半年以上かかって中で意見をまとめられて、どうも全体としてはそのような希望では無いということになりましたので、この話は今回もまさにロジックは今申し上げたことであるとすると、検討するという形を取ることすらそういう必然性がないのではないかとこのように判断させていただきました。

黒川主査) 今、例えば問題として出てきているのは、パレットのケースですとか家具、木質の家具のケースですとか。他にもありそうですよね。

由田課長) それでですね。抽象論でやってもですね。業界全体に聞いたとかいうこともないと。誠に申し訳ないのですが、どの市町村の現場で何が困っているのかこれが明らかにならないと、全体の抽象的な話ではですね。

黒川主査) そのことでいうと、具体的な事例を私たちも要望されている方に要求いたしますので、現実はこのことがどのくらい重みのあることか他の局面でも起りそうなことか、できたら関係者の方の、つまり実質的にどんな問題が起きて企業として、事業体としてもっと環境に前向きに進められるか、ということ。

由田課長) 恐らくはですね。是非とも具体的なことを聞けば、企業からでもいいと思います。その現場でなぜそんなことになっているのかと、例えば市町村の施設が、使ってやればいいのに使わせないとか、そういうようなことが起って困っているのだと。

矢崎委員) 例えばソニーさんの場合に産業廃棄物にならないかと言っているのは、自分の責任で処理しないといけないので、でた工場の中でやってしまえば合理化できると思うのを一般廃棄物で市町村に出さないといけないという、(自社で) やってまたこっちに出さないといけないという、ソニーさんのどっかの工場に要望がでたのかな、と。調べてみないとわからないですけど。(製造工程の) 流れの中で産業廃棄物として自分で処理した方が安くできるというのが、わからないですけど、あるのかなと。

由田課長) もう一つ申し上げますと、どこがひっかかっているかわからないので、私も抽象的なことを申し上げても仕方がないと申し上げたのですが、先程矢崎委員が言われたような例も一つのことですし、それから、市町村で許可が、先程黒川主査が言われた、リサイクルしようとしているのにと、これも市町村が指定すれば、何も許可はいらないという制度になりますから。そうすると指定すればいいのにと。でもそうした関係を知らないと、面倒くさいということになる。役場に行ったことがないとか。

黒川主査) 今の制度をきちんと理解していないとか。

由田課長) そうですね。役場に行くのに、ちょっとそういうところに入りにくいとか。いろいろな要素が現実社会にはあろうかと思うのですね。一番重要なのは、制度の根幹をいじるとなるとそれはそれなりに大きな仕掛けで大論争を呼ぶことになりますので、恐らくこのような要望を出されているような方々というのは、個別にこれまでの経験上で聞いていますと、本当に目の前のことで困っているということがあると、それは制度のことにたまたま不知であったとか。あるいは、知っているけれどそれは面倒くさいとか。対して面倒では無いのに面倒だと思っていたとか。というようなことも沢山ありまして、我々の方から少し声をかけたらもう全部動いてしまったというの中にはございます。おそらくこの話は、その可能性が少しあるのかなと思っています。

黒川主査) 我々の方でももう少しその点についてきちんと確認することにします。

矢崎委員) 事業系一般廃棄物が産業廃棄物となった例はあるのですか。木くずではなくて。

由田課長) かつて木くずに関して、もう20年ほど前ですか、建設廃材の木くずは全体的に一般廃棄物でございました。当初はいろいろな議論の中で、解体した木くず、これだけが産業廃棄物だと、こういうふうに指定を変えたことがありました。その後10年ほど経ちまして新築の木くずを産業廃棄物に指定をしたという例がございます。

新築の木くずを産業廃棄物にしたのが10数年前、さらに元のものが20年前でありますから、相当以前の話なのですが、そうした例はございます。

実は一廃と産廃の区分の見直しというのは3年ほど前に相当大きな仕掛けの議論がありまして、2年に亘って議論がされてそれで今の平成15年の廃棄物処理法の改正になっております。これは相当大きな議論でありまして、当然、パレットの議論もその中でできております。その結果、パレットを産業廃棄物にしてくれというのが、まさにその一件であったので、それを受け止めまして、2年間の議論に及んで、廃棄物処理法を改正してそれを踏まえてきて具体的にパレットを何らかの形でそのルールの中でやろうとして声をかけたときに実はそういうことを言っているのはほんの一部で大半はそれを望んでいない、とんでもないこういう話になって今に至っていると。こういうことです。従ってなかなか根本的な議論を先般相当やらしていただいて、日本のこの分野の国論が真っ二つに割れて大論争になったりもした。業界人、一般人、学者の方も含めて相当の方が参加されて議論になり大騒動になりました。その直ぐ後でございますので、その話は一応議論をしておき、絶対にやってはいけないということではないのですがやはり時間的にあまり経っていない中で、また同じ議論の蒸し返しは、あなた何をやっているのだと言われかねない話でございます。そうなりますと具体的に個別の問題として解決するためには何をすればいいのかということ。今の段階では、こちらの方のお話があるということでソニーの方には具体的に声を掛けておりません。そこはやや一歩下がった状態ではあるのですが、宜しければ皆さんの方から声を掛けていただいて、具体的な解決を。

黒川主査) この問題は他にも一連のことがありまして。廃棄物をどこかに持っていくときに一般廃棄物ということになると、一般廃棄物の認可を受けている運送業者が運ばないといけない。でも自分のところではそれほど大きい量で動いたりするわけではないし、とにかく従来のやり方とか先程矢崎委員が言われたように自分の会社の中で処理してしまう施設を造る。それから、家電製品のケースで言うと、それを置いておくスペースの要望が去年出てきて、大規模でなくても置いておく場所については宜しいという話があったのですが。その途中運送するケース、それから処理されるまで暫く置いておく場所の話、それから最終的な処理をどこでやるか、一連の処理として大きく産業廃棄物処理をしているところ、それから一般廃棄物処理をしているところ、その間で、ある程度の規模のそれほど数は大きくないけれど、弾力的に処理したいと思う人たちが両方の認可を貰うということはないわけだからどういうふうに使ったらいいかということで適切に処理できないというケースとして問題がでてきている感じに私は受け取っています。

由田課長) 今のお話は先程から何度か議論されている問題でありますので、もしあれでしたら、また事務局の方と私どもの方で少し整理した上で、ポイントを、と思っております。一点だけ申し上げておきますと、制度は市町村の責任下ということではありますが、自社でやる場合には全然問題ありません。それから遠くに持っていくという場合に市町村の方が責任をもてるかどうかの判断を、当該市町村が責任を持てる体制がということであれば、特にリサイクルの場合ですね、リサイクルすることはいいことで責任を持ってやっているのに何が悪いのだと、こういうことはよくあるもので、それは市町村の体系になっている以上、市町村が大丈夫だと市町村が指定することになります。指定は許可ではありませんから非常に簡易な手続きであります。市町村役場に行く

のも嫌だと言われると困るのですけれど。例えば、東京に本社があってですね、市町村の現場は事務所とか営業所があるのだと言われてそんなところには本社の人間は行かないのだということを言われると、ではどうすればいいのかというのが難しくはなるのですが。そういうことさえなければ市町村役場に行って説明さえしてもらえば、市町村が納得できれば指定という制度がありますからいろいろと原則大変重い責任を掛けていながらそれを市町村が全うし、企業もちゃんとしたリサイクル等を進めていけるための制度というものを既存の制度の中に備えてあるつもりであります。まずはそのところを踏まえていただいてその上でということの方が、論点がはっきりしてくるのではないかと思います。

黒川主査) この点、もう一回具体的にどういうことが起っていて、どういうことなのかということを確認して議論するかもしれませんが、また宜しく願いいたします。私たちの方でももう一度確認をしてどこのところが問題なのかそれからこれに類するようなものが他にもあるかどうか確認してみようと思います。どうもありがとうございました。

由田課長) まずは個別具体的な問題からスタートした方が廃棄物問題は入りやすいと思います。特に抽象的な話になって論争してやや実体社会と乖離してしまう可能性もあると、私もこの分野が長いもので思っております。できるだけ具体的な例に即してお話させていただきたいと思います。ありがとうございました。

#### 【「z1300009 廃棄物処理施設に係る許可の取消要件の見直し」他について】

黒川主査) もう一つのテーマは「廃棄物処理施設に係る許可の取消要件の見直し」これは法律の制度が変わったばかりでまだ具体的な例があるわけではなくということですが、これは北村専門委員から、今日は参加されていないのですが、具体的にはいままで欠格要件に該当した場合、「取り消すことができる」と明文化し、通知にて「取り消さなければならない」としていたが、改正後は、欠格要件に該当した場合は、「取り消さなければならない」と明文化しましたと。それで、欠格要件に該当すると廃棄物処理施設の設置許可を取り消されるとともに 5 年間は新たに施設の設置許可を得られないという厳しいものになりました。ということで、このことについては今日参加していないこの分野の法律の専門家の北村専門委員からは、平成 15 年の義務化によって厳しすぎるものとなった。一般的には「できる」規定にしておいて情状が重いときに「できる」とする方が、バランスが良いのではないかと。曖昧な要件だと処分ができないという話もありますから、悪質性について、点数制にしておいて機械的に運用できるようにした方が良いのではないかとといった意見もあります。

問題となっているのは、欠格要件が生活環境の保全を目的とする法令に基づく罰金刑に科せられた場合、連動して廃棄物処理施設の施設免許が取り消されること。また、環境法令には過失責任を問われる水質汚濁防止法等も含まれている。こうした規制の強化は次のような企業の活動を萎縮します。

事業所内の製造プラントにおいて、何らかの過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、廃棄物処理施設の許可を取り消されると、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなる。ひいては製造業等の事業活動そのものができなくなる。また、複数の事業所を有する製造業者の場合、ある一つの事業所の製造プラントにおいてこうした事態が発生した場合、全国できなくなる。事業所の廃棄物処理施設の許可が取り消されるため、全国の事業所で廃棄物の処理ができなくなりひいては事業ができなくなる。環境法令には、浄化槽法とか大気汚染防止法とか騒音規制法とか海洋汚染とか水質汚濁とか悪臭とか振動、特定有害、ダイオキシン、ポリ塩化ビニルに関する一連のものが全て引っかかる。まだ何か起っているわけではなく

て、これだけ厳しいからなかなか起きないのかもしれませんが、受け止めている事業者の方はどきどきして、何か起きてしかもその役員の方がいたらその関連の企業が全滅するというシステムになっていますが、これは「しなければならない」というのを「できる」という範囲のところで読み取るようにできないだろうかということがここでの論点になるかと思うのです。廃棄物処理施設の許可に係る取消要件の見直しが厳しくなったことについてなんとも言えない不安の声があがってきました。ということです。

森谷産業廃棄物課長)

今日お持ちした資料を使いながらご説明させていただきます。2点ございまして、一枚捲っていただくと、「他法令違反により廃棄物処理法上の取り消しが行われた事例」というものが、最近の3年程度を付けておりますが、海洋汚染防止法違反で罰金刑確定とか、水質汚濁防止法で罰金刑確定というものが主要なものになっています。この取り消しというのは相手が大企業、中小企業とかは関係ないというものであります。

一枚目の方に戻らせていただいて、廃棄物処理は産業廃棄物を自ら処理するか、あるいはそうではなくて、委託をしてさらに最終の責任までを果たしていただくかということになっておりますけれども、今の論点の中で、自ら産廃の処理を行うという施設と他社のものを引き受けて処理を行う施設と二つあるとして、このところから話が進むと思うのですが、我々平成3年の法律改正の時に、自社処理であろうと他社のものを引き受けて処理しようと、構造、維持管理とか、どういった施設を設置する人のそうあるべきかという要件について、自社、他社関係なく許可が必要であるという制度に致しました。そこが今の論点になるかと思うのですが、確かに15年改正の前までは欠格要件に該当した場合には、取り消しができると、都道府県知事やもしくは保健所が設置されている市の市長であれば取り消しができるというところであったのですが、1枚目にありますように、15年改正以前は「できる」規定でありましたが、年間の取消件数というのが数十件で、暴力団排除ということも進めてきたのですが、根本にあるのは、なぜこう厳しくしているのかということであるのですが、いわゆる産業界の方たちも処理業界の優良な処理業者たらんとする人にとってみれば、処理業者からみると悪質なことが続くと処理業界全体に対する不信感になると、そうすると一生懸命になっていい施設なりいい運用なりをしようと思ってても住民やその他の人からの信頼を得られないと。だから産廃処理が進まないことになると。それから、産業界にとってみても安心して処理委託ができる先がないと困るという思いが大変強いと思います。そういう意味で産業界と処理業界の総体としてはやはり悪質なものは排除すべしだと。規制強化ということについては、ほとんど多くの方が問題なく強化すべきであると思っていますと私は今でも思っています。それで、15年の改正の時にどうなったかといいますと、丁度その「できる」規定をずっと続けてきた時に、業や施設の許可の取消においては聴聞等を行わなければならないということになるので、迅速な対応がなかなかしにくいと。欠格要件というものについては、罰金刑が確定しましたということで客観的にわかる話ですので、都道府県が逡巡をすとか、その逡巡している間に不当な圧力もかかるということではいけないということで、当時15年改正を国会に法案を提出する直前だったのですが、栃木県鹿沼市で一廃業者でもあり産廃業者でもあったのですが、不幸にも鹿沼市の参事の方が殺害されたと、真実については今も裁判で争われていますが、そういった社会情勢の時に、これは欠格要件に該当したというのは客観的にわかる話ですのでそれであればもう「できる」というようなことではなくて、「取り消ししなければならない」ということにしようということで国会に提出させていただいてこのような経緯になったわけでございます。ですから、私どもの感じではそういう流れの中では大変ごくごく自然なことであつたし、国会に

おいても私の記憶では特にその部分への議論も一切なかったということでもあります。今回は、議論を行われておりますのが、確かに取り消しが行われた事例を見ますと、海洋汚染防止法ですとか水質汚濁防止法ですとか遵守すべき環境保全法令が多いことは事実なのですが、現在社会的な責任を企業がみな取っていかねばいけない時、廃棄物処理を行う事業者にとっては水質汚濁防止法程度ですとか海洋汚染防止法程度の違反という程度では済まされない問題でもあると思っていますので、廃棄物処理の分野できちんとされているのであれば、当然公害規制の分野でもきちんと言いう事だし、そういうことの体制を整えるのが今後の企業のあり方だと思いますので、確かに今回3団体からこのようなご指摘をいただいておりますけれども。

黒川(主査) 全国展開をしていて、全国に大規模に事業展開しているところだけ不安がでくるのですね。全国の中のどこかの一部の事業所でガバナビリティが欠落して何か起きたときに、それに関する全部が事業できなくなるというのは、通常の処理事業者が都道府県単位で認可されている程度であればみんなそれは仕方ないと思うかもしれないけれど、連鎖反応で全国その企業体は処分されるということに関する不安であって、この制度そのものの厳しさに関しては困りますと言っているのではなくて。あるいは、大規模で全国展開している人がある程度は裁量的に判断できるのだとするとそれ自体の地域のところに関しては厳しいけれど、他のところは何かできるような斟酌できるような環境にしておかないとみんなぶつ切りの会社にしなさいということを奨励していることになる。処理施設を持っている業者は全国個別の会社に分けて責任者は別にしなさいということを使う。でないと、一社が危険管理というリスクマネジメントしなければいけないので大手の企業であればある程、この種の問題に対して厳しくなるとものすごく見えないコストがかかっている、重さが全然違いますということが要求されていると思うのです。そういう感覚からの問題であって、この制度の問題というか厳しくするということに対する問題というよりは、大企業がこの中に入ってくることにするある種の抑止規定ではないかと。大手の企業はどうしたら良いのと。これは全部中小の企業に委ねるように産業廃棄物の処理事業者というものを作ってそこに委ねるようなことを奨励しているのではないかとも思ったりしている。これをどう考えたらいいか。

森谷(課長) それを奨励する施策とはしていないのですが、あくまでも悪質な事業者とか悪質な施設というか不良な施設を市場から排除しようということなのです。それで、いわゆる全国展開している動脈系の産業の方、それから静脈系の産業の方、静脈系でも全国に展開していますので、そういう意味ではリスクとしてはですね、私としては同等だと思うのですが、今回、このお話のあるところはそういった大企業であるとか中小企業であるとか、全国展開しているとか、していないといったことには、

黒川(主査) それはルールだから仕方の無いことですが、明らかに受ける事業者とこの法律の効果が、法人の企業の経営形態とか、それから事業の展開の仕方に影響を与えているのではないかと我々は思っていて、その問題をどう解釈したら良いのか。厳しく取り締まりながらも、事業展開に関して制約を与えないようなルール体系があるのではないかと考えている。ある種の法体系を作ったら、それが全国展開する事業体にとってどのような影響を与えてしまうかという配慮は法律をセッティングする時に良いか悪いかで。問題は連鎖性だけのことでありますから。ここで議論されているのは、つまり、多目的に総合的に事業を行っている、これからそういうものが沢山でてくると思うのですが、そういう場合にどういふようになっていくとの予想ですか。

森谷(課長) 私どもは、その要望の中で理解させてもらっているのは、自ら処理責任を果たすために設置している廃棄物処理施設も欠格要件にあたるのが厳しいと、その点が強く言われているのかと思っておりましたが、先生は先程読み上げられた北村先生の言

葉の中には連鎖性のことが強調されていたかと思えます。それら両方を合わせて議論いたしますと、先生が言われているような議論になることは理解しておりますが、特に3団体の方がおっしゃっているものは自社のための廃棄物処理施設であるにも関わらず、自ら責任を果たそうとしているのにそれまで使えなくなってしまうのでしょうか、という。また、場合によっては廃棄物処理業も展開している場合に自身もできなくなるという。

黒川(主査)ですから、連鎖というのは、環境関係の法案の方での連鎖の話ともう一つは地域を超えての連鎖と、どちらかということと北村専門委員がおっしゃっているのは環境関連法案の中での連鎖の方に重きを置いていて、それからここに出てきている事業者達の要求というのは主として大企業は厳しいと。つまり中小企業者有利につく。あるいは、この分野には別事業にしろというように聞こえてくる。2つのことの連鎖の問題があってこの法律が厳しくなったとたんに皆が突然どきんとしたということになっているのではないかと思っているのが私たちの問題意識なのです。

森谷(課長)問題意識は理解いたします。しかしながら一方で理解するとともに私どもは困難性を感じるわけですね。困難性というのは2つあるかと思えます。1つは先程議論されてきました、場合に拠っては省令や政令や通知で何らかの将来解決ができるようなものに比べて、これ自身は法律を直さないといけないので、そういう意味での困難性ですね。もう一点は、全体の流れとしては廃棄物処理業界のいわゆる悪貨が良貨を駆逐すると言われている構造をどうしていくかという手段として、手段としてこれだけではありませんが、悪質な業者を排除していくためにはきちんと行政がアクションを取らなければいけない。そのアクションに応えないといけないと同時に実は我々、優良な処理業者が誰であるのかということを一一般の人に分かるようにする事業をやっと今年度から始めさせて貰って、といいますか、予算上は前年度からなのですが、この4月に都道府県が優良な処理業者であるかどうかを適合しているかどうかの判断の基準を示してその上で、基準に適合しているのであれば更新手続きにおいて一定の書類の簡素化等をしてあげようと。悪質なものを排除するのと良い者を残そうというのと両方いま堵についたところでありまして、全く困りましたという具体の例がですね、私は出てこないことを祈っているのですが、出てきたときにですね。

黒川(主査)状況は私も良く理解で来ていてですね。しかも制度が変わったばかりで。でも、この法律を作ってきているプロセスまでは厳しく、しかも優良事業者をできる限り育てていきたいと思います。僕もそういうのに関与していたので、それは何ら問題ないことだと思います。ただ、出来上がってきて見たとたんに、つまり全国展開している事業者にとってはものすごく重たい、またそうでない個別の事業者にとっては、もちろん悪いものは悪いと処分しないといけないのですが、自分の工場の中できちんと処理している何かミスをおこしてしまった時にそれが両方の連鎖があることによって一個一個個別の問題性を考えながらどこまで責任が及ぶべきということを問うてもらいたいと思ってみたい。これはこういう問題があるということ認識していただいてその前の段階ではなかなかこのことに関しては思いついていなくて、作られた側もできてからびっくりしている感じなので、どう考えたらいいか私たちも理解ができていないわけではないので、とにかく問題として認識していただければありがたい。

もう一つ、僕が個人的に思うのは先程由田課長の一番最初の頃の議論にも関わっているのですが、国が補助を出すというケースで、都道府県が受けて、都道府県、市町村が何なるの形で責任を取って処理をしていくという国の法律というケースと都道府県とか基礎的自治体の責任の話とこの環境行政の話というもののかかわりでいくと、今の法律もそうですが、全国展開をしていたり地域を越えて事業をするのが当た

り前になっている事業体にとっては結構厳しくなって、こういう展開をする事業者にはすごく厳しくなっていて都道府県単位で処理をするところでは今でもそこそこに、議論とか立てられているセティングに、今の補助とそれから都道府県単位の管理体制のなかで動きやすいという形になってきていて、つまり日本の産業構造の基本になっているところに関して言うと、そういうことがなかなか行き届かなくなるような、つまり不利になるような構造が起っているのではないかとなんとなく感じてしまっているのですが。このプロセスの議論の時に、僕は東京都に関わっていたりしているのですが、東京都のこういうことを処理する事業者が全国展開しているかというところからかというところと個別の事業者が多くて、だからそこでも議論できなくて、他所にもって行きそうだからタグをつけようかという議論を必死になってしていたりしたのですが。

でも全国展開している企業が自社内で処理をしましようというときにこの処理の責任者の人が全国に関わっていたりすると一箇所失敗すると全滅するという感覚というのは、ちょっと想定範囲には入っていなかったのではないかなと思う。このテーマを出されたときに、僕自身はドキッとしてしまったというか、この範囲のことは考えていなかったという気がしたというのが事実なのです。そのところをどう対応するか。

矢崎委員) 例えば、ホテルが何かで食中毒出した時に、こういう例をだしちゃいけないのかもしれないけれど、全国チェーンのホテルが食中毒を出したことがあったでしょう。その場合、そのチェーンのホテル全てが業務停止とされてしまうというのが嫌というか大きな問題で、出したところは大企業であろうが中小であろうがアウトはアウトだと思うのですが、食中毒をだしたら、全体がストップするというのでは困るという感じだと思います。

黒川主査) 実際にそういうふうになっているのですよね。まだ該当者はでていないのでしょうが。それくらい厳しいから該当者が出ていないのかもしれないかもしれませんが。

森谷課長) それは可能な形になっております。そうですね。一つには処理業専門の方と、従来は製造業などをされていて、今のホテル業もそうかもしれませんが、処理業をはじめられた方々とかあって、今回意見を出された方々は従来製造業の方たちで、自分たちで自社処理もすれば場合によっては新たに会社の中で営業として産廃処理業もするというふうになってきた。そういうときに我々は産業廃棄物専門の方たちに関しては厳しくこれで、A 県で駄目ですと B 県でも駄目ですと、非常に緊張と忍耐を強いるような状況にさせてきておりますので、一定の業界の優良化というのでしょうか、それが確かに達成されたところで、次の政策転換というように私には意識があるのですが、いずれにしても潜在的には法的に先生のおっしゃることはある。あるからこそ3団体からリスクを感じて要望を出されているのだという認識にはあります。

黒川主査) この種の問題が結構重たく、聞いていることにどう理解したらよいかというのはまた別の問題かもしれないと思いますが、今回こんな問題があって連鎖性、広域性、法律の及び方、それらが結果的にある種の業態の人たちには不利に当たって、ある種の業態の人たちに比べると不利に当たる。いわば広域的に事業をやるひとや全国的に事業をする人とか、うっかりいくつかの会社を M&A してしまった、こっちの会社を入れていたために、こっちの会社が成り立たなくなるということが起ってしまいそうなのです。それは、だから、次々と今の業態が変化している時代ではすごく合にくい。工場とかがきちんとあって、業務展開している会社をうっかり間違えてリスクマネジメントし損なって買い取ってしまうと後で致命的になってしまうことが起こるだろうと。そこをどこまで考慮に入れる必要があるのかということが別の分野で問われたりすることになっていたりすることを是非了解しておいていただきたい。

結構いろいろな要望がでて来ていてですね。この後どういうふうに対応していくか

悩んでいる状態ですので、是非今後も暖かく対応していただきたいとお願いいたします。  
それから、一個目のテーマについては、早速対応していただきましてありがとうございました。